

農林水産物・食品輸出アドバイザー

2025年11月 月次レポート

「米国輸入食品に対するトランプ関税」

Naoki Kawada / 川田直樹
Partner / パートナー弁護士
K&L Gates LLP
10100 Santa Monica Boulevard, 8th Fl.
Los Angeles, California 90067
Phone: (310) 552-5005
Mobile: (310) 503-9134
Email: Naoki.Kawada@klgates.com
Website: www.klgates.com

目次

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| 1. 本月次レポートの概要 | 8. 15%ベースライン関税 |
| 2. アメリカ・ファースト投資方針 | 9. 個別税率の判断手順 |
| 3. トランプ関税 – 概要 | 10. 司法判断の状況 |
| 4. トランプ関税 – 例外・補足事項 | 11. 日系企業への実務的示唆 (食品分野) |
| 5. 米国への投資コミットメント | 12. 2025年9月分「Prop 65 – 60日通知」 |
| 6. 政策タイムライン (食品) | 13. 2025年10月分「Prop 65 – 60日通知」 |
| 7. 農産物・食品に対する関税の免除 | 参考資料・公式リンク / 免責 |



1. 本月次レポートの概要

- 本月次レポートでは、第二次トランプ政権下における相互主義関税 (Reciprocal Tax、「トランプ関税」) の解説と、トランプ関税の日本から輸出され米国に輸入される食品に対する影響を考察しています。
- また、本レポートでは、2025年9月および10月に公表された食品関連の「60日通知(60-Day Notice)」の事例も取り上げ、最新の動向を共有しています。
- 「Prop 65」の詳細な解説については、既報のレポートをご参照ください。
- なお、本レポートは、2025年11月時点で入手可能な公的情報および当方による現地調査結果に基づく一般的な情報提供を目的としたものであり、特定の事案に対する法律意見または法的助言を構成するものではありません。

2. 「アメリカ・ファースト投資方針」 1/2

「米国は技術分野をはじめ経済全体において世界で最も魅力的な資産を有しており、海外の同盟国が資本を通じて米国の雇用、米国の技術革新、米国の経済成長を支援しやすくする。」

「外国投資を歓迎し、米国が世界をリードする民間・公的資本市場を強化することは、アメリカの黄金時代における重要な要素となる。」

「私の政権は、米国を世界一の投資先とし、国民全体に恩恵をもたらす。」

第47代アメリカ合衆国大統領 ドナルド・J・トランプ
2025年2月21日のホワイト・ハウス発表(抄訳)より

2. 「アメリカ・ファースト投資方針」 2/2

- 連邦政府の構造改革と州・地方政府への連携圧力
 - 政府効率化局 (DOGE)等による省庁再編・権限整理
- 税制・規制・許可制度の改革
 - LGBTQ関連規制、環境関連規制等の撤廃・緩和
 - 許認可のスピード・アップ化
- 斬新かつ革新的な取引手法
 - ウォール・ストリート経験者の起用
 - 大統領自身によるディール
- 国際緊急経済権限法 (IEEPA) の積極・拡大活用
 - 相互主義関税 (Liberation Day Tariff / Reciprocal Tariff)
 - 中国の押さえ込み

The WHITE HOUSE



↖ PRESIDENTIAL ACTIONS

IMPLEMENTING THE UNITED STATES–JAPAN AGREEMENT

Executive Orders

September 4, 2025

By the authority vested in me as President by the Constitution and the laws of the United States of America, including the International Emergency Economic Powers Act (50 U.S.C. 1701 *et seq.*) (IEEPA), the National Emergencies Act (50 U.S.C. 1601 *et seq.*), section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, as amended (19 U.S.C. 1862) (section 232), section 604 of the Trade Act of 1974, as amended (19 U.S.C. 2483), and section 301 of title 3, United States Code, I hereby determine and order:

3. トランプ関税 – 概要

- 相互主義関税: 大統領令で国別の相互主義関税率を改定、日本からの輸入品には原則として15%のベースライン関税を設定。
- Section 232: 金属: 鋼・アルミ等について一律50%(既存25%等からの上乗せを含む)。金属は50%、自動車: 完成車25%、部品25%。
- スタッキング・ルール(非重複適用): IEEPA関税、Section 232関税、既存のSection 301関税等の重複適用を調整するルールが明確化され、特定品目には最も高い関税のみを適用し、重複課税を回避。
- de minimis (Section 321) 免税の停止: 原則として、\$800以下のSection 321 de minimis免税は停止されており、多くの商業貨物については、国際郵便による取扱い等の特則がある場合を除き、ACEを用いた通関手続の対象となるとともに、IEEPA関税・その他関税が課される。

4. トランプ関税 – 例外・補足事項

- IEEPA の除外品: 除外品は相互主義関税の適用外。
 - 50 U.S.C. § 1702(b) に基づく情報資料や寄付
 - Section 232 関税対象品 (鉄鋼・アルミ・自動車など)
 - 一部の重要鉱物、エネルギー、医薬品、半導体
- 迂回輸入 (原産地偽装等): IEEPA関税、Section 232関税、既存のSection 301関税等の重複適用を調整するルールが明確化され、特定品目には最も高い関税のみを適用し、重複課税を回避する。

5. 米国への投資コミットメント

国・地域	金額（USD）	公約の内容
日本	\$550B	通商合意の一環として、米国が指示する重点産業へ投資（半導体、医薬、金属、エネルギー、造船等）
韓国	\$350B	米国指定分野への投資とエネルギー購入。資金管理や条件面で交渉難航報道
サウジアラビア	\$600B	エネルギー安全保障、防衛、テック、重要鉱物等への大規模投資コミット
UAE	\$1.4T（10年枠）	10年にわたる対米投資フレームワークの表明
カタール	\$1.2T	製造業・テクノロジー等への大型投資（公表リストに記載）

6. トランプ関税 – 政策タイムライン（食品）

日付	措置	主な影響
2025/04/02	相互主義関税の初期導入（大統領令）	基本枠組み提示。
2025/04/09	相互主義関税の臨時レート設定（10%等）	暫定レート運用。
2025/04/29	スタッキング・ルール明確化（大統領令）	特定関税の重複適用を回避。
2025/07/30	de minimis (Section 321) 免税停止の大統領文書公表	全面停止を予告。
2025/07/31	相互主義関税・国別率再設定（日本15%）	Annex I/II参照、8/7発効。
2025/08/07	相互主義関税（日本15%）発効	日本原産品の一般上乘せ。
2025/08/29	de minimis (Section 321) 免税全面停止の発効	少額免税の適用停止。
2025/09/04	日本産食品に対する追加大統領令	税率の適用方法の明確化。
2025/11/05	最高裁・トランプ関税の口頭弁論	現在結審待ち。
2025/11/13	農産品免除（237 HS + 11カテゴリ）	特定農産品が非課税に。

7. 農産品・食品に対する相互主義関税の免除

- 免除対象例：コーヒー・茶・ココア、特定果汁・飲料、トロピカルフルーツ、一部の牛肉、肥料、宗教目的品（9903.02.78）。
- 上記の免除対象に該当しない日本産の青果・加工食品については、原則として15%のベースライン関税が適用され得る。

カテゴリ例	具体例（代表的な品目）	相互主義関税の取扱い
飲料用作物	コーヒー、茶、ココア等	相互主義関税免除
トロピカル フルーツ	マンゴー、パッションフルーツ等（該当HSに限定）	同上
果汁・飲料	特定の柑橘果汁、アサイー飲料、ココナッツウォーター等	同上
肉類	一部の牛肉品目	同上
肥料	追加指定された肥料	同上
宗教目的品	エトログ、宗教用パン・菓子等（11カテゴリー）	9903.02.78

8. 日本向け15%ベースライン関税（日米協定）

- 日本産品については、当該品目の一般税率を基準として追加関税率が決定され、最終的な関税率は原則として15%を上限とする。
- 多くの加工食品・飲料の一般税率は0～6%台であるため、日本産品については15%のベースライン関税が「キャップ」として機能するケースが多い。

区分	一般税率	追加相互主義関税	最終関税率	参照HTS
A	0～14.9%	15%	一律15%	9903.02.73
B	15%以上	0%	従来的一般税率のみ	9903.02.72

9. 個別税率の判断手順

- ① HSコードの確定
└ 通則・解説・過去申告との整合性を確認 ↓（分類が確定したら）
- ② Section 232 該当判定
└ 対象品目（自動車・金属等）かどうかを確認 ↓（該当する場合は追加関税の検討）
- ③ 相互主義関税の適用率確認
└ Annex I/IIを参照（例：日本製品は15%） ↓（関税率が確定したら）
- ④ スタッキング・ルールの該当可否判定
└ 重複課税の有無を確認（非重複適用の可否） ↓（免除制度の検討へ）
- ⑤ de minimis／郵便特例の適用可否
└ 国際郵便による取扱い等の特例の有無を確認 ↓（原産地・成分要件の確認へ）
- ⑥ UFLPA／FSVPの追加要件点検
└ 強制労働・原産地証明・米国成分含有の有無 ↓（すべての条件を整理したら）
- ⑦ 最終税額試算と社内承認
└ Scenario A/Bを比較し、必要書類を整備

10. トランプ関税 – 司法判断の状況

- 国際貿易裁判所(CIT) 2025年5月: IEEPAに基づく広範な相互主義関税について、権限逸脱(超 vires)を理由に差止めを命じる判決を言い渡す。
- 連邦巡回控訴裁判所(CAFC) 2025年8月29日: CIT判決の結論をおおむね支持しつつ、差止めの範囲・具体的救済内容について差戻し。
- 最高裁判所(SCOTUS) 2025年11月5日: 当該事件の口頭弁論を実施(本レポート作成時点では判決未了)。
- 現時点では、SCOTUSによる最終判断が出ていないため、IEEPA関税の法的安定性にはなお不確実性が残る一方で、当面は関税が有効なものとして徴収が継続されている。
- 現時点では、SCOTUSによる最終判断が出ていないため、IEEPA関税の法的安定性にはなお不確実性が残る一方で、当面は関税が有効なものとして徴収が継続されている。

11. 日系企業への実務的示唆（食品分野）

- HSコード・原産地の再確認：相互主義関税・Section 232・UFLPAの観点から、分類・原産地証明の精査が不可欠。
- 価格設定・契約条件への反映：15%ベースライン関税やSection 232関税を踏まえた上で、FOB／CIF価格や関税負担の分担を契約上明確化する必要がある。
- サプライチェーンの見直し：迂回輸入と誤解されないよう、加工地・経由地の設計、書類整備に留意。
- コンプライアンス体制の強化：Prop 65、FSVP、UFLPA等の関連規制を含め、米国輸入者との役割分担と内部体制の整備が重要となる。

12. 2025年9月の60日通知 内訳

食品カテゴリー	数	化学物質
各種加工食品・スナック類: ひまわりの種、せんべい、ポテトチップス、クラッカー、グラノーラ等	99	カドミウム、鉛、鉛化合物
栄養補助食品: プロテインパウダー、アシュワガンダパウダー、サルビア根等	56	鉛、鉛化合物
魚介類: 牡蠣、ムール貝、香辛料入りイカリリング等	35	カドミウム、カドミウム化合物、鉛
香辛料とソース: シナモン、クミン、マンゴーチャツネ等	20	鉛、鉛化合物
麺類・パスタ・穀類: フェットチーネ、米粉、ほうれん草とチーズのラビオリ等	18	鉛、カドミウム、ヒ素(無機ヒ素化合物)
大麻製品: 炭酸飲料やグミ等	12	デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール
食品: ナッツバター、コーンミール、チリパウダー等	7	アフラトキシン
栄養補助食品: プロテインパウダー及び小麦若葉パウダー等	5	PFOA
黒色のプラスチック容器入り豚加工品および豚挽肉	3	ビスフェノールA(BPA)
オリーブオイル漬けのイワシ	2	PFNAおよびその塩、PFOA、PFOS

13. 2025年10月の60日通知 内訳

食品カテゴリー	数	化学物質
栄養補助食品: スムージーパウダー、コラーゲンパウダー、栄養シェイク 等等	80+	カドミウム、鉛、鉛化合物
各種加工食品・スナック類: ひまわりの種、クッキー、チップス、スープ等	63	カドミウム、鉛、鉛化合物、水銀
魚介類: エビのソース、干しイカ、刻みアサリ等	42	カドミウム、カドミウム化合物、鉛、鉛化合物、水銀、水銀化合物
果物と野菜: ニンジン、サクランボ、ドライアプリコット等	21	カドミウム、鉛、鉛化合物
スパイス、ソース、お茶: 抹茶、ターメリックパウダー、サルサ等	17	鉛、鉛化合物
麺類、パスタ、穀物: 玄米バスマティライス、ペンネパスタ、ラーメン等	11	カドミウム、鉛、鉛化合物
植物性プロテインパウダーとスーパーフードブレンド	5	鉛、鉛化合物、PFNA、PFOA

参考資料・公式リンク

- USITC | DataWeb - <https://dataweb.usitc.gov/>
- USITC | Harmonized Tariff Schedule of the United States - <https://hts.usitc.gov/>
- Federal Register | Regulating Imports With a Reciprocal Tariff To Rectify Trade Practices That Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits (EO 14257) – <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-04-07/pdf/2025-06063.pdf>
- Federal Register | Implementing the Tariff-Related Elements of the United States–Japan Agreement on Reciprocal Tariffs :
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/09/16/2025-17908/implementing-the-tariff-related-elements-of-the-united-states-japan-agreement-on-reciprocal-tariffs>
- 司法長官 | 60日通知・和解ガイド — <https://oag.ca.gov/prop65>

免責

- 本資料は、2025年11月末時点の公開情報および現地調査に基づき作成されたものであり、法的助言を構成するものではありません。政策判断に際しては、関係省庁および専門機関の確認をお願いいたします。
- 相互主義関税(IEEPA 関税)については、現在、連邦控訴裁判所・米国連邦最高裁判所において係争中であり、今後の判決・追加の大統領令・CBP ガイダンス等により変更される可能性があります。
- 法令・運用は頻繁に更新されますので、最新の大統領文書・連邦官報・CBP 公表値を必ず確認してください。

K&L GATES